



令和7年4月1日時点で工事中の盛土等は届出が必要となります！

【R7.4.1版】

Ⅲ

岡山県では、令和7年4月1日に盛土規制法に基づく規制区域の指定を行い、事務を開始しました。

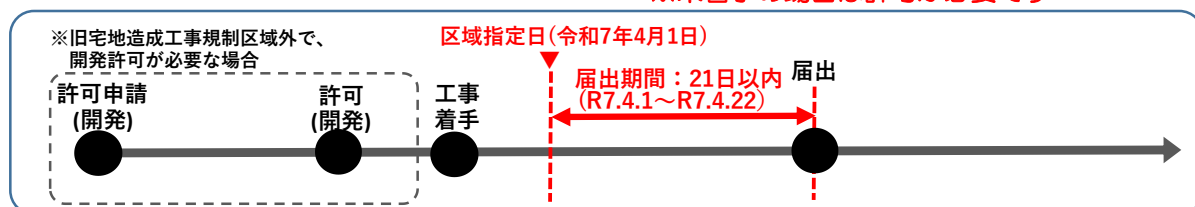
令和7年4月1日に、以下に該当する盛土等の工事を行っている場合は、**4月22日まで**（21日以内）に届出が必要となります。なお、届出後は工事主の氏名や工事場所等の情報を公表します。

届出提出期間：令和7年4月1日(火)～令和7年4月22日(火)

【届出が必要な工事】

届出が必要な工事の規模に該当し、区域指定日時点で工事中のもの(届出を要しない工事を除く)

※未着手の場合は許可が必要です



《届出が必要な工事の規模》

行為		規模A	規模B
土地の形質の変更 (盛土・切土)	要件	①盛土で高さが 1m超 2m超 の崖を生ずるもの	②切土で高さが 2m超 5m超 の崖を生ずるもの
	イメージ図		
土石の堆積	要件	③盛土と切土を同時に行い 高さが 2m超 5m超 の崖を生ずるもの(①、②を除く)	④盛土で高さが 2m超 5m超 となるもの(①、③を除く)
	イメージ図		
	要件	⑤盛土又は切土をする土地の面積が 500㎡超 3,000㎡超 となるもの(①～④を除く)	
	イメージ図		

《届出を要しない工事》

次の工事は届出不要です。

- ・旧宅地造成工事規制区域内で、新たな規制区域の指定前に都市計画法に基づく開発許可または宅地造成等規制法の許可を受けたもの
- ・盛土規制法施行令第5条で定める災害の発生のおそれがないと認められる工事
- ・盛土規制法施行令第2条で定める公共施設用地で行われる工事
- ・農地及び採草放牧地において行われる通常の営農行為

【届出書類】

規模A	①届出書 ②写真 ③位置図 ④地形図 ※手続きを委任する場合は委任状も必要
規模B	①届出書 ②写真 ③位置図 ④地形図 ⑤土地の平面図 ⑥断面図 ※手続きを委任する場合は委任状も必要

- ▶ 届出した工事が完了した際には、別途、提出書類が必要になります。
- ▶ 届出書類の詳細については裏面をご確認ください。
- ▶ 届出後に変更や廃止があった場合については、別途ご相談ください。

【届出書類の作成について】

届出書類	書類の要否		作成要領	
	規模A	規模B	土地の形質の変更（盛土・切土）	一時的な土石の堆積
① 届出書	○	○	様式第十五により作成してください。	様式第十六により作成してください。
② 盛土又は切土をしている（土石の堆積を行っている）土地及びその付近の状況を明らかにする写真	○	○	届出時点の現況写真を撮影してください。各写真の撮影方向が分かるよう地形図又は平面図に記入してください。	届出時点の現況写真を撮影してください。各写真の撮影方向が分かるよう地形図又は平面図に記入してください。
③ 位置図	○	○	次の事項を明示してください。 ・ 縮尺 ・ 方位、道路及び目標となる地物 ・ 宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域の別	次の事項を明示してください。 ・ 縮尺 ・ 方位、道路及び目標となる地物 ・ 宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域の別
④ 地形図	○	○	2mの標高差を示す等高線の記入のある地図に次の事項を明示してください。 ・ 縮尺 ・ 方位 ・ 土地の境界線（朱書き）	2mの標高差を示す等高線の記入のある地図に次の事項を明示してください。 ・ 縮尺 ・ 方位 ・ 土地の境界線（朱書き）
⑤ 土地の平面図	—	○	次の事項を明示してください。 ・ 縮尺 ・ 方位 ・ 土地の境界線（朱書き） ・ 盛土又は切土をする土地の部分（盛土は淡緑色、切土は淡黄色で着色表示） ・ 盛土又は切土の計画高さ ・ 崖、擁壁及び崖面崩壊防止施設的位置 ・ 排水施設的位置 ・ 地滑り抑止ぐい又はグラウンドアンカーその他の土留的位置 ・ 植栽、芝張り等の措置を行う必要がない場合は、その旨 ・ 断面図を作成した箇所に断面図と照合できる記号	次の事項を明示してください。 ・ 縮尺 ・ 方位 ・ 土地の境界線（朱書き） ・ 土石の堆積を行う土地の部分（最大堆積土量の範囲を淡緑色で着色表示） ・ 勾配が1/10を超える土地における堆積した土石の崩壊を防止するための措置を講ずる位置及び当該措置の内容 ・ 空地の位置及び寸法 ・ 柵その他これに類するものを設置する位置 ・ 雨水その他の地表水を有効に排除する措置を講ずる位置及び当該措置の内容 ・ 堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置を講ずる位置及び当該措置の内容 ・ 断面図を作成した箇所に断面図と照合できる記号
⑥ 断面図	—	○	次の事項を明示してください。 ・ 盛土又は切土をする前後の地盤面（現況線を細線、計画線を太線で表示） ・ 土地の境界線（朱書き） ・ 基準線 ・ 計画地盤高、勾配 ・ 崖、擁壁及び崖面崩壊防止施設的位置 ・ 排水施設的位置 ・ 地滑り抑止ぐい又はグラウンドアンカーその他の土留的位置	次の事項を明示してください。 ・ 土石の堆積を行う土地の地盤面 ・ 土地の境界線（朱書き） ・ 基準線 ・ 計画堆積高さ ・ 勾配が1/10を超える土地における堆積した土石の崩壊を防止するための措置を講ずる位置 ・ 空地の位置及び寸法 ・ 柵その他これに類するものを設置する位置 ・ 雨水その他の地表水を有効に排除する措置を講ずる位置 ・ 堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置を講ずる位置
その他 委任状	○	○	手続きを第三者に委任する場合に添付してください。（任意様式） 次の事項を明示してください。 ・ 受任者の氏名、行政書士登録番号 ※建築を伴う場合、建築士による代理も可能 ・ 事務所名、事務所の登録番号、住所 ・ 電話番号、FAX番号、メールアドレス等の連絡先	手続きを第三者に委任する場合に添付してください。（任意様式） 次の事項を明示してください。 ・ 受任者の氏名、行政書士登録番号 ※建築を伴う場合、建築士による代理も可能 ・ 事務所名、事務所の登録番号、住所 ・ 電話番号、FAX番号、メールアドレス等の連絡先
その他知事（市長）が必要と認める書類	○	○	必要に応じて、上記以外の書類を求める場合があります。	必要に応じて、上記以外の書類を求める場合があります。

【工事完了時の提出書類について】

届出した工事が完了した際には、別途、下記書類の提出が必要となります。※全ての工事で共通

届出書類	作成要領
① 届出書	別途定める届出書様式により作成してください。
② 工事の完了時点における工事を行った土地及びその付近の状況を明らかにする写真	工事完了時点の現況写真を撮影してください。各写真の撮影方向が分かる図書を添付してください。

その他

- ・ その他の盛土規制法に関する情報は、県ホームページをご覧ください。
【<https://www.pref.okayama.jp/page/419758.html>】

県ホームページ
盛土規制法



- ・ 岡山市、倉敷市、玉野市、笠岡市については、各市が許可権者（申請・届出先）になります。

<お問い合わせ先>

岡山県土木部都市局建築指導課 ※窓口へお越しになる場合は、あらかじめ電話にて予約をお願いします。
盛土対策班 TEL：086-226-7868 Mail：kenmorido@pref.okayama.lg.jp